

大

上富田町告示第73号

道路の路線変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の路線を別紙のように変更し、供用を開始する。

その関係図面は、上富田町建設課において告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

令和 8年 4月 8日

上富田町長 奥田 誠



変更路線調書

路線番号	路線名	起終点地番		延長		幅員 (m)	最大 最小		付記
				(m)					
209	上田熊線	新	岩田1420-9番地先 から 岩田2827番地先		新	1064.90	新	6.60 2.50	
		旧	岩田1491-4番地先 から 岩田1296-3番地先		旧	1156.06	旧	11.40 2.50	
2048	篝谷線	新	岡218-1番地先 から 岡1833番地先		新	1156.36	新	4.80 1.80	
		旧	岡215-1番地先 から 岡1833番地先		旧	1182.45	旧	4.80 1.80	
2144	はるかぜ1号支線	新	岩田1500-79番地先 から 岩田1500-92番地先		新	83.03	新	6.00 5.10	
		旧	岩田1500-79番地先 から 岩田1500-75番地先		旧	31.00	旧	4.00 4.00	
3042	大芝堤防線	新	市ノ瀬290-2番地先 から 市ノ瀬599番地先		新	997.91	新	3.80 2.40	
		旧	市ノ瀬290-2番地先 から 市ノ瀬639-3番地先		旧	1184.23	旧	2.80 2.40	
4031	払合線	新	生馬2784-1番地先 から 生馬3410番地先		新	1918.05	新	6.90 2.90	
		旧	生馬2779番地先 から 生馬3410番地先		旧	2047.84	旧	6.90 2.90	